

事業者の募集及び選定について（案）

芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）による選定を踏まえ、芦屋市長が事業者を決定します。

1 募集の概要

(1) 小規模保育事業者

ア 種別 小規模保育事業A型又はB型

イ 募集数 3施設

ウ 開園予定時期 平成27年10月1日

エ 応募条件 前回の公募と同様（下記のとおり）

- (ア) 事業を実施するために必要な経済的基礎があり、財政内容が適正であること。
- (イ) 事業者（設置者が法人である場合は、経営担当役員とする。）が社会的信望を有すること。
- (ウ) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業について知識又は経験を有すること。
- (エ) 児童福祉法第34条の15第3項第4号に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。
- (オ) 資金計画及び事業計画が適正であること。
- (カ) 社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法等を熟知し、保育事業に熱意を持ち、本事業の運営を適切に行う能力を有すること。
- (キ) 本市の保育行政をよく理解し、積極的に協力すること。
- (ク) 事業者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している法人、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている法人、その他「芦屋市暴力団排除条例」第2条第1項第3号に該当する法人でないこと。
- (ケ) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (コ) 直近の会計年度において、3年以上連続して損失を計上している法人でないこと（新設法人についてはこの限りではない）。
- (サ) 事業を実施するために必要な経済的基礎として、施設整備に要する資金の他、運営費の概ね1か月分以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。
- (シ) 賃貸物件により事業を実施する場合は、1年間の賃借料相当額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金等）により保有していること。

(2) 認定こども園

ア 種別 幼保連携型認定こども園

イ 募集数 検討中（1施設以上）

ウ 開園予定時期 平成29年4月1日

エ 応募条件 学校法人又は社会福祉法人（運営実績を含めその他の条件については検討中）

2 選定方法

(1) 第1次審査

選定委員会において、書類審査及び面接を行い、両者の総合的な評価により、得点が7割以上の事業所について決定します。なお、認定こども園の場合は、その中から第2次審査に進む

事業者を上位から最大2事業者選定します。

ア 書類審査

別紙の選定基準に基づき審査します。

イ 事業者面接

上記アについて、事業者の代表者として責任をもって対応できる方を対象に面接を実施します。

(2) 第2次審査（実地調査） ※幼保連携型認定こども園の場合のみ

選定委員会において、第1次審査を通過した事業者の運営施設において実地調査を行います。第2次審査の得点が7割以上となった事業者の中から、事業者として最も適切な事業者を選定します。